

令和元年 1 2 月 5 日開催

第 9 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和元年度 第9回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和元年12月5日(木)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
 閉 刻 14時22分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 16人

会 長	18番	新国 純一
会長職務代理者	17番	石丸 博雄
委 員	1番	菅井 誠
委 員	2番	菅井 美德
委 員	3番	原田喜一郎
委 員	4番	西原 弘子
委 員	5番	石山 幸一
委 員	6番	大河原正一
委 員	7番	梶田 政實
委 員	9番	小野 人司
委 員	11番	中村 肇
委 員	12番	笹原 仁
委 員	13番	岡田 一司
委 員	14番	林 秀和
委 員	15番	上野 邦彦
委 員	16番	鈴木 和弘

5. 欠席委員 2人

委 員	8番	早川 剛司
委 員	10番	須藤 智弘

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	9番	小野 人司
委 員	16番	鈴木 和弘

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 河川区域内の土地(農地)の占用許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
 用地利用集積計画について

議案第4号 現況証明願について

議案第5号 令和2年度遠軽町農業施策に対する建議等について  
 (付託案件) (農政部会審査報告)

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬 淳次
農地・農業振興担当係長	小川 哲也
農地・農業振興担当係長	原 吉生
農地・農業振興担当係長	梶田 淳一

8. 会議の概要

議 長 ただ今から、本日招集された令和元年度第9回(R元.12.5)遠軽町  
 農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員16名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、9番 小野委員、16番 鈴木委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

◆ 諸般の報告

1. R元. 11. 6 (水) 13:30～  
第8回農業委員会総会
2. R元. 11. 6 (水) 14:00～  
第1回農業委員会農政部会
3. R元. 11. 6 (水) 14:19～  
第1回農業委員会農地部会
4. R元. 11. 19 (火) 13:30～  
令和元年度地区別農業委員等研修会【北見市端野町】新国会長外8名、小川係長出席
5. R元. 11. 28 (木) 13:30～  
第1回オホーツク管内新規就農者対策連絡会議【網走市】吉岡主幹出席
6. R元. 12. 2 (月)～3 (火)  
令和元年度農業委員会道内視察研修【江別市、砂川市】新国会長外8名、吉岡主幹、小川係長出席
7. R元. 12. 4 (水)  
令和元年度台風第19号等災害義援金振込 (全国農業会議所)  
1,000円×18名=18,000円

◆ 今後の予定

1. R元. 12. 10 (火) 12:00～  
令和元年度遠紋地区農業委員会職員研修会【湧別町】
2. R2. 1. 7 (火) 13:30～  
第10回農業委員会総会

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。  
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号8につきましては、使用貸借でございます。  
整理番号8・所在「●●●」・地番「●●外30筆」・地目「公簿一畑、原野、田、宅地、雑種地、山林・現況は全て畑」・面積(㎡)「31筆合計 387,509.29」・貸主「●● ●●」・労働力(人)「4」・経営面積(㎡)「畑 781,851.90」・申請理由「効率的な農業経営を営むため」・借主「●● ●●」・労働力(人)「4」・経営面積(㎡)「畑 0」・申請理由「新規法人設立のため」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

この件につきましては、新規法人に対して農地を無償で貸し付けるもの  
でございます。

借主であります●● ●●は貸主が設立した新規の農地所有適格法人  
でございます。この法人は貸主の1戸1法人で構成されており、その要件に  
つきましては、令和元年11月6日の総会後に開催されました「農地部会」  
において確認済みでございますので申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「河川区域内の土地（農地）の占用許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第2号「河川区域内の土地（農地）の占用許可申請について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 申請人の住所・氏名

紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●地先」・現況「畑」・面積  
（㎡）「3, 198.58」

3 申請の理由

賃貸借している農地に隣接する当該地の占用許可を受け、営農の充実と生産性の向上を図りたい。

4 経営の状況

区分「申請人」・自作地（㎡）「644, 862」・貸付地（㎡）  
「-」・借入地（㎡）「358, 811」・合計（㎡）「1,003, 673」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号の質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。（13：41～13：41）

議長 再開します。  
これより、議案第2号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。

暫時休憩いたします。（13：42～13：42）

議長

再開します。

●●委員に申し上げます。

議案第2号については、原案のとおり決定されましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」13件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号42～49につきましては、賃貸借でございます。

整理番号42、所在「●●●●、●●●●」・地番「●●●外14筆」・地目「公簿一畑、宅地・現況は全て畑」・面積（㎡）「15筆合計 134,266.63」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.12.9」・終期「R11.12.8」・期間「10年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号43、所在「●●●●」・地番「●●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 4,204」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.12.9」・終期「R11.12.8」・期間「10年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号44、所在「●●●」・地番「●●外10筆」・地目「公簿一山林、畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「11筆合計 105,314」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.12.9」・終期「R11.12.8」・期間「10年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号45、所在「●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿一畑、田、宅地・現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 44,290.53」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.12.9」・終期「R11.12.8」・期間「10年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号46、所在「●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 28,890」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.12.9」・終期「R11.12.8」・期間「10年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号47、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「29,019」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.1.1」・終期「R6.12.31」・期間「5年」・金額（円）「年75,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号48、所在「●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「8筆合計 149,937」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.12.9」・終期「R6.12.8」・期間「5年」・金額（円）「10a2,500」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号49、所在「●●●」・地番「●●内」・地目「公簿－山林・現況は畑」・面積（㎡）「6,000」・貸主「●● ●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.12.9」・終期「R6.12.8」・期間「5年」・金額（円）「10a2,500」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号50～54につきましては、所有権移転でございます。  
整理番号50、所在「●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 74,550」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.12.9」・支払期限「R1.12.31」・金額（円）「全筆5,500,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、6月の第3回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号51、所在「●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿及び



現況は全て畑」・面積（㎡）「8筆合計 15,988」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●●●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.12.9」・支払期限「R1.12.31」・金額（円）「全筆1,100,000」・支払方法「指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、4月の第1回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号52、所在「●●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 10,022」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●●●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.12.9」・支払期限「R2.1.31」・金額（円）「全筆500,000」・支払方法「指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、9月の第6回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号53、所在「●●●●」・地番「●●外22筆」・地目「公簿一畑、原野、宅地、山林」・現況は全て畑」・面積（㎡）「23筆合計 211,271」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●●●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.12.9」・支払期限「R2.4.30」・金額（円）「全筆10,500,000」・支払方法「指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、9月の第6回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号54、所在「●●●●、●●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿一畑、雑種地、山林、原野」・現況は全て畑」・面積（㎡）「8筆合計 78,365」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●●●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.12.9」・支払期限「R1.12.31」・金額（円）「全筆7,836,500」

0」・支払方法「指定口座振込」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、11月の第8回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「整理番号42」と「整理番号43」についての質疑を行います。「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:56～13:56)

議長 再開します。  
これより、議案第3号「整理番号42」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号43」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号42」と「整理番号43」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:57～13:57)

議長 再開します。  
●●委員に申しあげます。  
議案第3号「整理番号42」と「整理番号43」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第3号「整理番号44」についての質疑を行います。  
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。（13：58～13：58）

議長 再開します。  
これより、議案第3号「整理番号44」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号44」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。（13：59～13：59）

議長 再開します。  
●●委員に申しあげます。  
議案第3号「整理番号44」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第3号「整理番号45」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号46」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号47」についての質疑を行います、  
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですの  
で、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(14:01~14:01)

議 長 再開します。  
これより、議案第3号「整理番号47」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号47」についての審議が終了しましたので、「●  
番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(14:02~14:02)

議 長 再開します。  
●●委員に申しあげます。  
議案第3号「整理番号47」については、原案のとおり決定しましたの  
で、その旨をご報告します。

次に、議案第3号「整理番号48」と「整理番号49」についての質  
疑を行います、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触  
する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(14:03~14:03)

議 長 再開します。  
これより、議案第3号「整理番号48」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号49」についての質疑を行います、  
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(14:04~14:04)

議 長 再開します。  
これより、議案第3号「整理番号49」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号49」についての審議が終了しましたので、「●  
番 ●●委員 ●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(14:05~14:05)

議 長 再開します。  
●●委員と●●委員に申しあげます。  
議案第3号「整理番号48」「整理番号49」については、原案のとおり  
決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第3号「整理番号50」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号51」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号52」についての質疑を行います。  
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(14:07～14:07)

議 長 再開します。  
これより、議案第3号「整理番号52」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号52」についての審議が終了しましたので、「●  
番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(14:08～14:08)

議 長 再開します。  
●●委員に申しあげます。  
議案第3号「整理番号52」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第3号「整理番号53」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号54」の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「現況証明願いについて」6件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「現況証明願いについて」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号29、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m<sup>2</sup>)「3筆合計 3, 182」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番小野委員、2番菅井(美)委員、17番石丸委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の特定用途制限地域にある土地で現況は宅地と原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番小野委員、2番菅井(美)委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。  
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号30、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m<sup>2</sup>)「3, 445」・申請者「札幌市●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番鈴木委員、14番林委員、5番石山委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の特定用途制限地域にある土地で現況は原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番鈴木委員、14番林委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号31、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「687」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番林委員、5番石山委員、1番菅井(誠)委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番林委員、5番石山委員、1番菅井(誠)委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号32、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「2筆合計 3,376」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「15番上野委員、10番須藤委員、3番原田委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、15番上野委員、10番須藤委員、3番原田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号33、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「869」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「10番須藤委員、3番原田委員、8番早川委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、10番須藤委員、3番原田委員、8番早川委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登



記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号34、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m<sup>2</sup>)「4筆合計 64,753」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「10番須藤委員、15番上野委員、3番原田委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、10番須藤委員、15番上野委員、3番原田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第4号「整理番号29」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号30」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号31」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号32」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号33」の質疑に入りますが、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(14:17~14:17)

議 長 再開します。  
これより議案第4号「整理番号33」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号33」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(14:18~14:18)

議 長 再開します。  
●●委員に申しあげます。  
議案第4号「整理番号33」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第4号「整理番号34」についての質疑を行います。

質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「令和2年度遠軽町農業施策に対する建議等について」を議題とします。

この案件は、9月6日の第6回遠軽町農業委員会総会におきまして、農政部会に付託いたしました事件であります。

付託された農政部会から審議報告書の提出がありましたので、農政部会の説明を求めます。

(大河原農政部会長 挙手)

議長 大河原農政部会長。

部会長 令和元年9月6日召集の第6回遠軽町農業委員会総会において、本農政部会に付託されました事件について、審議報告書を読み上げて報告いたします。

付託事件は、議案第5号「令和2年度遠軽町農業施策に対する建議等について」であります。

審議の結果は、建議書を提出しないというものであります。

また、審議の経過は、令和元年11月6日の農業委員会総会終了後、農政部会を開催し審議を行ったところであります。

議長 これより、議案第5号「令和2年度遠軽町農業施策に対する建議等について」の質疑を行います。  
質疑はありますか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、建議書を提出しないことにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これをもちまして、令和元年度第9回農業委員会総会を閉会します。